

いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成」を教育目標としており、そのために人間尊重の精神を教育諸活動の根底に置き取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体の例

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの防止等の対策のための組織

[名称]

いじめ防止対策委員会

[構成員]

(コア会議)

管理職・首席・生活指導・養護教諭

(拡大会議)

コア会議メンバー・担任・学年・SC・SSW（・必要に応じて、教科担任等）

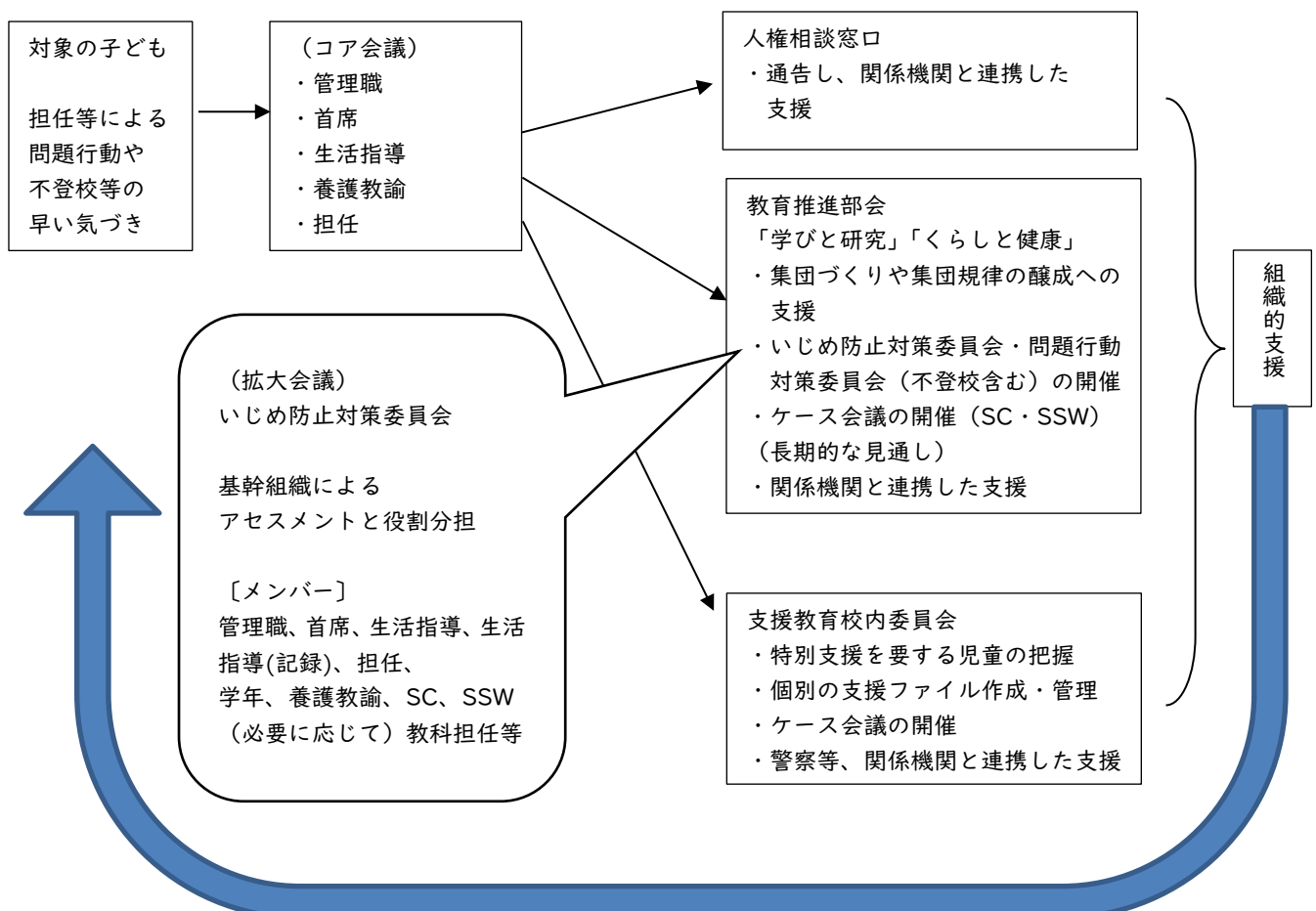
[役割]

(コア会議)

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・いじめ問題行動等未然防止
- ・いじめ問題行動等情報集約・初期対応
- いじめ、問題行動、不登校、支援への割り振り
- ・教職員の資質向上のための校内研修会の実施
- ・年間計画の企画と実施、進捗のチェック

(拡大会議)

- ・いじめへの対応（アセスメント、認知、体制・方針の決定、役割分担、解消の判断）



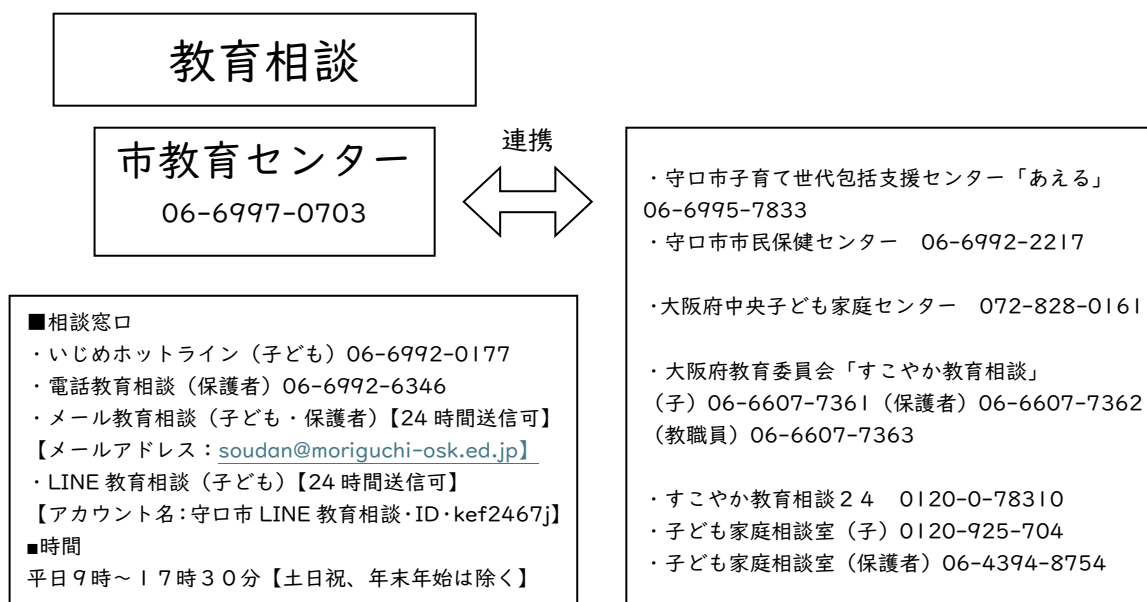
(4) 年間計画

	子どもへ	保護者・地域へ	教職員
4	「いじめ防止基本方針」「相談窓口」周知 SC、SSW 周知 人権「なかまづくり」	「いじめ防止基本方針」「相談窓口」周知 SC、SSW 周知 授業参観・懇談	「いじめ防止基本方針」確認
5	林間学校（5年）		いじめ防止研修
6	元気調べ	日曜参観	子どもを語る会 一中ブロック研修（人権）
7	夏休みを楽しく過ごすために	個人懇談（保護者との情報共有） 夏休みを楽しく過ごすために	
8			一中ブロック研修（生活指導）
9	なかよくなろう会	授業参観・懇談	
10	元気調べ 運動会	運動会	
11	修学旅行（6年）	半日参観	
12	冬休みを楽しく過ごすために	個人懇談（保護者との情報共有） 冬休みを楽しく過ごすために	
1		授業参観・懇談	
2	元気調べ		
3	春休みを楽しく過ごすために	春休みを楽しく過ごすために	子どもを語る会 「いじめ防止基本方針」見直し
年間	なかよし班活動 道徳「B主として人との関わりに関すること」の「親切・思いやり」や「信頼・友情」の項目		L-Gate を活用した毎日の健康観察 職員会議後の情報交流 スクリーニング ケース会議

(5) いじめの防止・早期発見

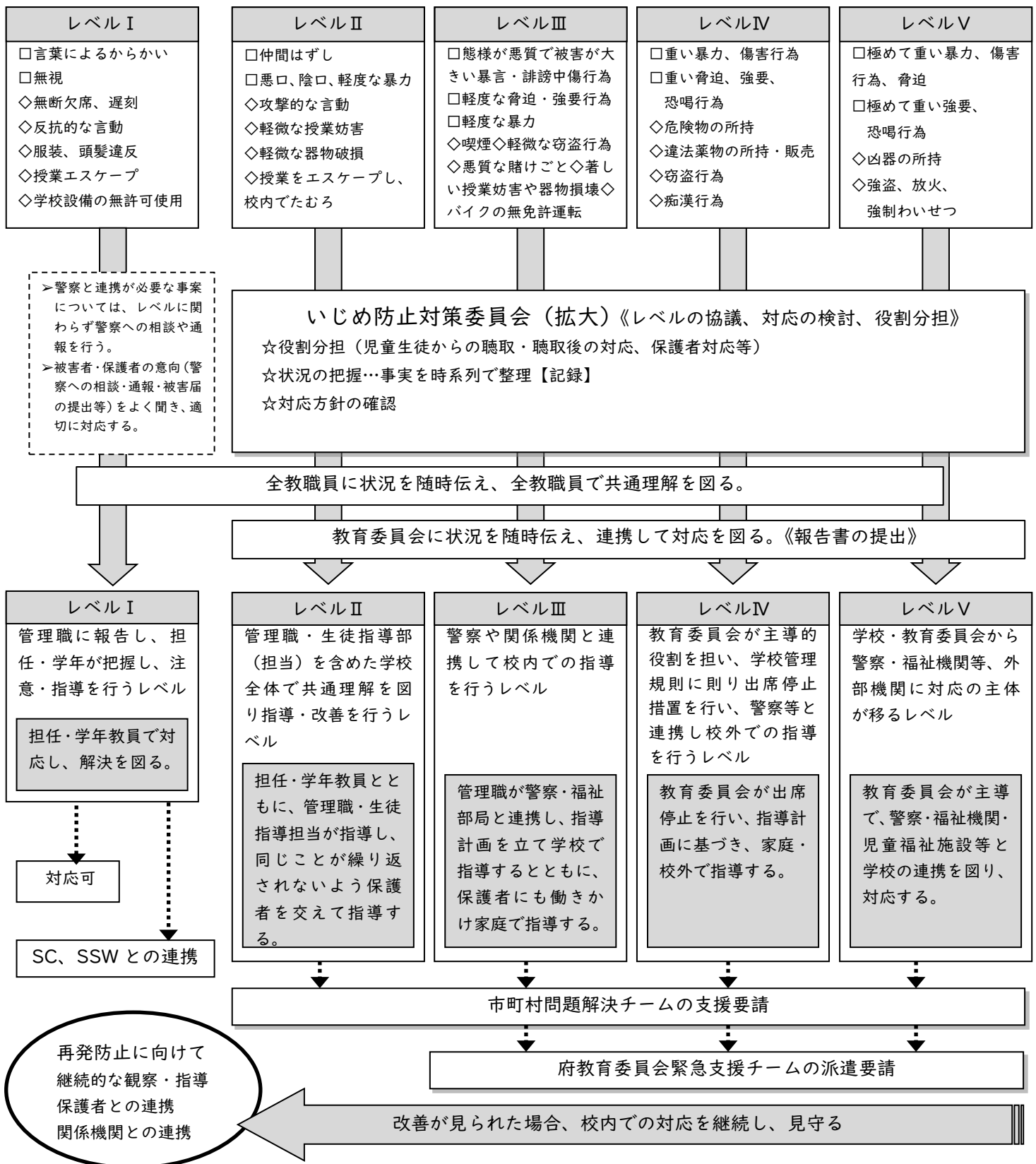
すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだしていけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく、そして自己有用感を高める取組を行う。

- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ・教職員で児童の変化や活躍を共有する。
- ・アンケート（元気しらべ等）を行い、複数の教職員や SC、SSW も交えて確認した上で、学校いじめ対策組織において情報を集約した後に全教職員で共有する。また、日常の観察・スクリーニングシート等により、実態の把握を行う。
- ・保護者と連携して、児童を見守る。
- ・地域と連携して、児童を見守る。
- ・相談体制を広く周知する。
- ・外部講師を招聘したスマホ安全教室の実施



八雲東小学校 問題行動への対応チャート

守口市教育委員会資料に基づき作成



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。